

【家庭保存用】

端末番号

1・2年生保護者様

令和3年1月22日

世田谷区教育委員会

## 学習用タブレット端末の利用についてのお知らせ及び確認書

この度、世田谷区教育委員会では国のG I G Aスクール構想を受けまして、「中学校生徒に一人一台」のタブレット端末を配布いたします。子どもたちが協働的に学び、自ら考え、表現するために使用するものです。  
つきましては、以下の内容をご確認いただきご署名の上、学校にご提出をお願いいたします。

### 記

#### 1 配布物

- ①タブレット一式【iPad・ACアダプタ（充電ケーブル）・キーボード付きカバー】
- ②学習用タブレット利用マニュアルの閲覧方法
- ③学習用タブレット端末の利用について～児童・生徒の皆さんへ～
- ④学習用タブレット端末の利用について～保護者の皆様へ～
- ⑤学習用タブレット端末の利用についてのお知らせ及び確認書（本紙）

※詳しい取組内容につきましては、世田谷区のホームページでもご覧になれます。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujii/kodomo/005/d00188984.html>



#### 2 使用目的・方法について

タブレットは学校やご家庭でお子さんが自ら調べたり、情報をまとめたり、考えを伝え合ったりするための道具として活用します。鉛筆やノート等の文房具と同じくカバンに入れて持ち運び、使いこなせるような学習環境を整え、順次指導を進めて参ります。

- (1) 学校やご家庭での学習や学校と家庭との連絡等に活用するものですが、校内のネットワーク環境が整うままで（2月中旬整備予定）、しばらくはご家庭での学習に活用してください。主に調べ学習や学習支援コンテンツ（文科省や都教委など）、e-ラーニング等で活用ください。
- (2) 新型コロナウイルス対応関連による出席停止期間等の場合の学習保障や家庭連絡にも活用します。
- (3) メールやLINEなどのSNS等は使用できません。メッセージのやりとりはロイロノートで行います。
- (4) 多様な情報にアクセスして学びを広げられるよう、フィルタリングの設定は必要最低限のカテゴリー（約50種類）にかけています。生徒にとって学びに有用な情報と不要な情報を精査してアクセスできるようインターネットリテラシーを育成してまいります。

#### 【アクセスできないカテゴリー例】

- ・犯罪やギャンブル・ゲーム等に関わる未成年に不適切な有害なコンテンツ
- ・オンラインショッピング等の商品やサービスを売買するコンテンツ

【裏面あり】

### 3 使用する際のご家庭へのお願い

- (1) あくまで、学習活用としてのタブレット端末ですので、有効に活用できますようにご家庭でもご指導いただきますようお願いいたします。
- (2) 情報モラルについては学校でも学びますが、自分も他人も傷付くことがないようご家庭でもお話ください。
- (3) インターネット検索やYouTube動画の視聴等の履歴を端末ごとに確認することができます。お子さんには不適切な情報へのアクセスや長時間利用等にならないよう、ご家庭でも使用状況を見守っていただき、必要に応じてご指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。
- (4) ご家庭で使用する際、ご家庭のインターネット接続回線を使わせていただきますのでご協力をお願いします。また、ご家庭での充電にもご協力いただきますようお願いいたします。

### 4 管理について

- (1) 故障や破損があれば速やかに学校にお知らせください。
- (2) タブレット端末は、子どもたちに貸与しているものです。卒業の際には、タブレット・キーボード・ACアダプタ（充電ケーブル）を元の状態にしてご返却ください。また、転校する際も、ご返却ください。
- (3) 次に使うお子さんが気持ちよく使えるよう大切に扱うようお願いいたします。

### 5 確認書

確認として表面・裏面の端末番号を確認の上、下記の『タブレット端末受領確認書』に保護者署名していただき、担任までご提出ください。 1月29日（金）締切

【担当】教育政策部教育指導課  
世田谷区立駒沢中学校  
副校長 褐田 高行

..... 切り取り .....

### タブレット端末受領確認書

【学校保存用】

上記の内容を確認の上、タブレット端末を受領しました

令和 3 年 月 日

所属： 世田谷区立駒沢中学校

年 組 生徒氏名：

保護者署名：

端末番号